



平成20年度の国民年金保険料は **月額14,410円** です。忘れずに納付しましょう。ただし、保険料の納付が困難な場合には **保険料免除** または **若年者納付猶予制度** がありますので、申請しましょう（注意 所得要件があります）。保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受けられなくなる場合がありますので、納付が困難な場合にはご相談ください。

全額免除制度・一部納付（一部免除）制度

申請した本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額の範囲内である場合、保険料の納付が全額免除又は一部納付（一部免除）となります。

所得範囲	納付/免除割合	保険料(月額)
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	全額免除	0円
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4分の1納付 4分の3免除	3,600円
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	半額納付 半額免除	7,210円
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4分の3納付 4分の1免除	10,810円

若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者それぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額の範囲内である場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

$$(扶養親族等+1) \times 35 \text{万円} + 22 \text{万円} \Rightarrow \text{納付猶予}$$

平成20年度の免除・猶予の申請は7月から市役所保険年金課および各支所年金担当課で受け付けます。免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。

～免除・猶予された期間の保険料と年金はどうなるの?～

- 免除・猶予された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給するための必要な期間(*保険料納付済期間)に算入されます。
- 全額免除・一部納付(一部免除)された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける老齢基礎年金額が

全額免除	→	6分の2
4分の1納付(4分の3免除)	→	6分の3
半額納付(半額免除)	→	6分の4
4分の3納付(4分の1免除)	→	6分の5

 として減額して計算されます。

* 保険料納付済期間：年金を受給するためには、少なくとも25年以上保険料を納付しなければなりません。
 * 若年者納付猶予が承認された期間は、10年以内に年金保険料を納付しなければ、将来受ける老齢基礎年金の額には反映されません(保険料納付済期間には算入されます)。

国民年金保険料の納め方

- 金融機関・郵便局・コンビニの窓口納付
- 口座振替納付
- インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM、テレホンバンキングで納付
- クレジットカード納付*

* クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が社会保険庁に立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません。) クレジットカード納付をご希望の場合は、社会保険事務所へお申し込みください。
 なお、クレジットカード納付では口座振替による毎月振替[早割]は適用されません。また、6ヶ月前納・1年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

国民年金に関するおたずねは 島根社会保険事務局出雲事務所(TEL24-0042) 市役所保険年金課(TEL21-2211 内線4311)・各支所年金担当課

市県民税は、身近でよりよい行政サービスを行い、
 住みよい豊かな生活をつくるために必要な財源です。

平成20年度市県民税の改正点は

①市県民税における住宅ローン控除の創設

税源移譲により、所得税が減額となり控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、市県民税(所得割)から控除できます。

※この控除の適用を受けるためには、毎年市へ控除申告書の提出が必要です。

②老年者非課税措置廃止の経過措置の終了

65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で前年の合計所得金額が125万円以下の人に適用されていた非課税措置が平成18年度課税分以降廃止されたため、急激な税負担増を軽減する経過措置がとられていましたが、平成20年度はこの経過措置がなくなりました。

③地震保険料控除の創設

近年多発している地震災害を受け「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、これまでの損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

平成19年に所得が減って所得税が課せられなかった人は申告により、平成19年度の市県民税が減額されます

○税源移譲時の所得変動に係る経過措置とは?

税源移譲により多くの人は、平成19年度の市県民税が増え、平成19年分の所得税が減りました。ところが平成19年中の所得が減少し所得税が課せられなくなった人は、所得税が減額される効果を受けられないまま、市県民税だけがが増えてしまうことになります。このような税源移譲時の税負担の増加を調整するため、平成19年度の市県民税に限り、申告することにより税源移譲前の税率を適用して減額し、既に納付済みの市県民税から税源移譲により増額となった税額分を還付する措置が設けられています。

ただし、平成19年中に亡くなられた人や海外へ転出された人にはこの措置は適用されません。

○措置を受けるためには申告が必要となります!

申告期間／平成20年7月1日～31日まで

申告先／平成19年1月1日現在の住所所在地の市区町村

申告書記載内容／住所、氏名、生年月日などを記載していただくだけの簡易なものです。

なお、平成19年度分、平成20年度分の市県民税の両方が出雲市で課税されている人で、この減額措置の対象となると考えられる人には、6月下旬に市より申告書などを送付いたします。

また、転入・転出により平成19年度分、平成20年度分のどちらか一方のみが出雲市で課税された人については該当の把握ができませんので、ご自分が対象と思われる人については本庁市民税課または各支所窓口へ申告書を用意していますので、ご記入のうえ平成19年度の市県民税を納付した市区町村へご提出ください。

市県民税については、
 平成20年4月配布の「出雲市税だより」および「市ホームページ」にも掲載しています。

本庁市民税課TEL21-6523 平田支所市民生活課TEL63-5552 佐田支所市民福祉課TEL84-0115 多伎支所市民福祉課TEL86-3116 湖陵支所市民福祉課TEL43-1214 大社支所市民生活課TEL53-3115